

議案第20号

調布市子ども交通教室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月28日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

交通教室の使用時間を延長するとともに、交通教室を使用することができる者を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市子ども交通教室条例の一部を改正する条例

調布市子ども交通教室条例（昭和51年調布市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前10時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後4時45分まで（11月1日から翌年1月31日までの間は、午前9時30分から午後4時30分まで）」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。